○文部科学省令第二十一号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（福利厚生室並びに人事企画官、人事調整官、人事評価調整官、人事企画推進官、障害者活躍推進官及び働き方改革推進官） **第三条**　人事課に、福利厚生室並びに人事企画官二人、人事調整官一人、人事評価調整官一人、人事企画推進官一人、障害者活躍推進官一人及び働き方改革推進官一人を置く。 2～8　［略］ 9　働き方改革推進官は、命を受けて、文部科学省の職員の働き方改革に関する専門的事項についての企画及び立案並びに連絡調整に当たる。 （教員免許企画室並びに教員養成企画専門官及び教員育成指標専門官） **第十七条**　教育人材政策課に、教員免許企画室並びに教員養成企画専門官及び教員育成指標専門官それぞれ一人を置く。 2～7　［略］ ［項を削る。］ （専修学校教育振興室） **第十九条**　［略］ 2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　［略］ 三　私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房の所掌に属するものを除く。）。 四・五　［略］ 3　［略］ （地域学校協働活動推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室） **第二十条**　［略］ 2・3　［略］ 4　青少年教育室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［略］ 四　公立及び私立の青少年教育施設の整備（災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。 五　公立の青少年教育施設の整備（災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。 六～九　［略］ 5～10　［略］	（福利厚生室並びに人事企画官、人事調整官、人事評価調整官、人事企画推進官及び障害者活躍推進官） **第三条**　人事課に、福利厚生室並びに人事企画官二人、人事調整官一人、人事評価調整官一人、人事企画推進官一人及び障害者活躍推進官一人を置く。 2～8　［同上］ ［項を加える。］ （教員免許企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教育人材確保専門官） **第十七条**　教育人材政策課に、教員免許企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教育人材確保専門官それぞれ一人を置く。 2～7　［同上］ 8　教育人材確保専門官は、地方公務員である教育職員の人材確保に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 （専修学校教育振興室） **第十九条**　［同上］ 2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　［同上］ 三　私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。 四・五　［同上］ 3　［同上］ （地域学校協働活動推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室） **第二十条**　［同上］ 2・3　［同上］ 4　青少年教育室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［同上］ 四　公立及び私立の青少年教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。 五　公立の青少年教育施設の整備のための補助に関すること。 六～九　［同上］ 5～10　［同上］